3 労働争議の主要要求事項別の状況

「総争議」の件数を主要要求事項別(複数回答 2つまで)にみると、「経営・雇用・人事」に関する事項が338件で、全体の43.3%と最も多くなっており、その内訳をみると、「解雇反対・被解雇者の復職」が213件と多くなっている。

また、「組合保障及び労働協約」に関する事項のうち、「組合保障及び組合活動」が222件、「賃金」に関する事項のうち、「賃金額(基本給・諸手当)の改定」が109件と多くなっている。(第6表)

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

(複数回答 2つまで)

•	総争議					
主要要求事項	件 数				構成比	
	平成21年	対前年差	対前年比	平成20年	平成21年	平成20年
計	件 780	件 123	% 18. 7	件 657	% 100. 0	% 100. 0
組合保障及び労働協約 組合保障及び組合活動 労働協約の締結、改訂及び効力	237 222 16	84	54. 9 60. 9 △ 23. 8	153 138 21	30. 4 28. 5 2. 1	23. 3 21. 0 3. 2
賃金 賃金制度 賃金額(基本給・諸手当)の改定 賃金額(賞与・一時金)の改定 個別組合員の賃金額 退職金(退職年金を含む) その他の賃金に関する事項	331 26 109 93 37 23 86	$ \begin{array}{ccc} \triangle & 2 \\ \triangle & 6 \\ & 17 \\ \triangle & 1 \end{array} $	$\begin{array}{c} \textbf{0.0} \\ 8.3 \\ \triangle 1.8 \\ \triangle 6.1 \\ 85.0 \\ \triangle 4.2 \\ \triangle 17.3 \end{array}$	331 24 111 99 20 24 104	42. 4 3. 3 14. 0 11. 9 4. 7 2. 9 11. 0	50. 4 3. 7 16. 9 15. 1 3. 0 3. 7 15. 8
賃金以外の労働条件 所定内労働時間の変更 所定外・休日労働 休日・休暇(週休二日制、連続休暇を含む) その他の労働時間に関する事項 育児休業制度・介護休業制度 教育訓練 職場環境・健康管理 福利厚生	59 10 5 5 14 - 2 19 4	$ \begin{array}{ccc} 2\\ 2\\ 7\\ 4\\ 1\\ 1 \end{array} $	$\begin{array}{c} \textbf{25.5} \\ 25.0 \\ 66.7 \\ \triangle 28.6 \\ 100.0 \\ \triangle 100.0 \\ 100.0 \\ 5.6 \\ 33.3 \end{array}$	47 8 3 7 7 1 1 18 3	7. 6 1. 3 0. 6 0. 6 1. 8 - 0. 3 2. 4 0. 5	7.2 1.2 0.5 1.1 1.1 0.2 0.2 2.7 0.5
経営・雇用・人事 事業の休廃止・合理化 解雇反対・被解雇者の復職 要員計画・採用計画 配置転換・出向 希望退職者の募集・解雇 定年制(勤務延長・再雇用を含む) パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用 パートタイム労働者・契約社員の労働条件□ 人事考課制度(慣行的制度を含む) その他の経営・雇用・人事に関する事項	338 10 213 4 29 15 23 2 7 6 45	$ \begin{array}{ccc} & 40 \\ & 2 \\ & 5 \\ & 12 \\ & 4 \\ & 1 \end{array} $	$\begin{array}{c} \textbf{22. 5} \\ 25. 0 \\ 23. 1 \\ \triangle 33. 3 \\ 20. 8 \\ 400. 0 \\ 21. 1 \\ 100. 0 \\ \triangle 41. 7 \\ \triangle 14. 3 \\ 21. 6 \end{array}$	276 8 173 6 24 3 19 1 12 7 37	27. 3 0. 5 3. 7 1. 9 2. 9 0. 3	42. 0 1. 2 26. 3 0. 9 3. 7 0. 5 2. 9 0. 2 1. 8 1. 1 5. 6
その他	51	14	37.8	37	6. 5	5. 6

注: 1) 1 労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」 (総争議件数) と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。

^{2) 「}組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているので、各区分の事項の合計とは必ずしも一致しない。

³⁾ 主要要求事項の具体的内容例については、P3主な用語の定義 表1主要要求事項の具体的内容例を参照されたい。